

小金井市市民参加条例の手引き

平成 1 6 年 3 月

小金井市

前 文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

【趣旨】

より多くの市民に市民参加と協働の概念を理解していただくため、前文を設けました。

前文では、本条例が今までのまちづくりのあり方を見直すきっかけとなるためのものであることを表現するとともに、市民参加及び市民と市との協働の目指すものがなにかを明示しました。

【説明】

地方自治の主役は市民です。そのことは、市民が主体となって地方自治体を運営し、地方自治体は市民に対して、必要な施策や対応を行うことが義務であることを意味しています。

終戦直後の地方自治改革によって、不十分な面があるにしても、一応は住民自治の体系が制度化され、現在に至っています。しかし、現実には制度の趣旨がいかされず、行政が中心となって公共事業やまちづくりを行った結果、市民が主役という認識が薄れてしまい、市民に対し、自らの問題として関心を持つきっかけを得にくい状況をつくってしまいました。一方、市民も行政に任せることで、積極的にその評価を行うことはありませんでした。しかし、近年、地域の個性や魅力を創出し、住む人が誇りを持つことができる地域づくりが重要視されるようになってきました。さらに、地方分権の進展が、この動きに拍車をかけることになり、自治体の権限と責任においてより一層特色のあるまちづくりが求められています。

また一方で、人類が初めて経験する急激な少子高齢化、高度情報通信技術の飛躍的な進歩、環境問題の発生、国際化の進展など、時代の

大きな変化に伴う市民ニーズの個性化・多様化に対して行政が従来からの発想で対応するには限界を生じています。

こうした中で、市民は自らがまちづくりの担い手として直接行動し、参画することの必要性を実感するようになってきています。同時に、自らの責任の下にボランティアやNPO等の活動を通して、自分自身の充実感を得ながら、積極的に社会貢献をしたいという意識も芽生え始めてきています。

小金井市では、第3次基本構想において将来像を「元気です 萌えるみどりの小金井市」とし、豊かな自然に囲まれながら、すべての市民が自立し、いきいきと活気に満ちた生活ができるまち、躍動感あふれるまち、明るく健康で笑顔あふれるまちをめざしています。しかし、この将来像は、市民の一方的な要求や他人任せで実現できるものではありません。一人ひとりの市民自身が地域社会のために何をなし得るかという自立精神、公共精神を問い直すことが出発点となるはずです。また、市としても市民が市政への参加と協働を行うための手段を具体化する必要があります。

その上で、さまざまな市民や団体、企業その他の組織、市や関係機関が相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携・協力しお互いの足りない部分を補完しつつ持つ力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民参加と協働」がこれからのまちづくりの基本となると考えています。

そこで、小金井市では市民参加条例を制定し、市政に市民が望むところを積極的にいかすルールづくりを規定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

【趣旨】

本条は、多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働の推進という本条例制定の目的を明らかにしたもので、解釈の指針となるものです。

【説明】

本条例は、公選制に基づく議会と長による市政のみでは、市政に反映されにくい多様な市民の意思を市政にいかすために、市民参加及び協働についての必要な事項を定めることを目的とすることを明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる基本的な用語の「市民参加」、「協働」、「附属機関等」、「市民の提言制度」の定義を明らかにしています。

【説明】

1 市民参加（第2条第1号）

「市民参加」とは、首長と議会の二元代表民主制を補い、市の計画、条例等の策定過程、政策に基づく施策運営、そして、その見直しに至る行政の執行過程において、広く市民の意思を反映させることで、参加の機会や場をつくり、それを制度的に保障するものです。

2 協働（第2条第2号）

「協働」とは、市民、市内への通勤者・通学者、市内に事業所・事務所等の活動拠点を有する法人、その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者と市が、その自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことを示しています。

3 附属機関等（第2条第3号）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定めるその他の審査、諮問及び調査等のために置かれる機関をいいます。執行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有するのに対し、附属機関等は、執行機関の要請により、その行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関です。

4 市民の提言制度（第2条第4号）

市の施策原案に対し、市民が書面等により意見を表示する市民参加の方法です。

施策の方向性を見極めるために行う市民の意向調査（第14条）とは目的・内容を異にし、市が一定の案について、市民に提言を求める制度です。附属機関等が行う策定段階の原案についても、この制度は適用されます。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民参加及び協働を推進するに当たっての基本理念を定めたものです。

【説明】

1 第1項では、市民参加と協働を進めるためには、市民と市との情報の共有が必要不可欠であると規定しています。

市民と市との協働を推進していくためには、パートナーとしてお互いに信頼し合うことが大切です。そのためには、市政に役立つ情報の共有は欠かせず、お互いの情報の共有に向けての努力が必要です。

2 第2項は、市民参加と協働にかかわる者の意見は、誰であれみな平等に扱われなければなりません。そのため、未成年者や市内に住む外国籍を有する者の意向、市内に事務所等の活動拠点を有する法人その他の団体の意向、積極的には発言しない市民にも配慮し、異なる意見に耳を傾け、相互の信頼関係を築くことに努力しなければならないと定めています。

市民参加は、市民への情報提供がなされていることを前提条件として、参加の意思のある人は誰でも参加できる機会が実質的に保障されることを意味します。そして、参加する市民の意見は、何人の意見も平等に扱われると同時に、異なる意見を持っている者も尊重し、お互いに信頼関係を築かなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

【趣旨】

市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、双方がそれぞれの責任と役割を分担する必要があります。本条は、そのうち市の責務を定めています。

【説明】

1 第1項は、市の説明責任を定めたもので、市民が市の施策について考え、行動する前提として、市は市民に分かりやすく十分に説明する責任を負うということです。また、当然のことですが、その説明は市の意思決定の前に行われるべきで、実行と並行することは想定していません。

2 第2項は、市の応答責任を定めています。市民の市政に対する意見は誠実に受け止めて処理しなければなりません。いわゆる「糠に釘」や「たらい回し」は許されないことを規定しています。

3 第3項は、前2項に規定する市の責務については、他の自治体等との共同事業でも市民生活に影響を与えるものについては、その範囲内で説明責任、応答責任を回避できないことを明らかにしています。

なお、本条にいう「他の自治体等」には、国や東京都、他の市区町村、独立行政法人、一部事務組合、公共的団体、民間事業者、NPO団体等も含まれます。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

【趣旨】

市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、双方がそれぞれの責任と役割を分担する必要があります。本条は、そのうち市民の責務を定めています。

【説明】

市民が持つ「市民参加」や「協働」の意識については、個人個人さまざまで、すべての市民に一律に責任と役割を課すことはできません。

市民参加及び協働を推進していくためには、市民自らその目的を自覚することが出発点となります。そして、一人の市民として、自らが生活する社会に関心を持ち、自分ができることを考え、まちづくりに進んで参加するよう努めることが必要です。市民参加が強制されたものであれば、それは決して「市民の意思が反映されること」や「市と市民が協働すること」にはならないからです。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

【趣旨】

市政情報の公開は、市民参加と協働を推進していくうえでの必須条件ですが、本条は、市政情報のうち会議の公開について定めています。

【説明】

1 本条は、第7条（情報公開手段の拡充）とともに、市民への市政情報の公開について定めています。会議を公開することにより、市民参加をより円滑に推進するためのものです。ここでいう会議とは、第2条に規定する「附属機関等の会議」を指します。市の職員が開く事務的な打合会や市としての意思形成段階の会議については、一律に非公開とするものではありませんが、一定の整理をしたうえで対象とすべきです。

市政情報の公開は、市の情報公開条例に委ねれば足りるという考えもありますが、同条例の目的と市民参加条例の目的は、直接的には同一ではありません。また、市民参加条例は、非公開措置に対する救済手続にはかかりません。

2 非公開の会議とは、秘密会となる会議です。常識的には、秘密会の記録はすべて非公開であってもよいという考えもありますが、会議の記録の非公開は、秘密会のうち、特に秘密にしておく必要のある部分に限ることにより、努めて会議録の公開の範囲を狭めないようにしたものです。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開**
- (2) 広報紙等の拡充**
- (3) 情報公開施設の拡充**
- (4) 通信等情報伝達手段の充実**

【趣旨】

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の拡充を図らなければならないことを定めています。

【説明】

市民が市政情報を得るには、種々の手段が必要です。なおかつ、その情報が市民に分かりやすく伝達されることが重要です。

第1号は、会議録を作成し、これを公にすることで、検討の経過を明らかにし情報公開を推進することを意味します。

第2号は、広報紙等の紙面の読みやすさを含めた質の向上と内容の充実を意味します。

第3号は、広報紙等による情報伝達のみではなく、種々の情報公開施設を拡充し、市民が市政情報に接し得る場所（機会）を多くすることを意味します。

第4号は、電子的通信手段を含めた情報伝達手段の整備・充実を意味します。

以上のように、第2号から第4号までは市政情報が十分市民に周知できるよう留意し、かつ、その実現を期すべき事柄です。

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、市長の行政運営過程にその直属のスタッフの意思と異なる複数の意思を反映させ、市政の適切な運用を保障することを目的としています。

【説明】

附属機関等には、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律、条例を根拠として設置される執行機関（市においては市長）の附属機関以外に、市長が設置する審査、諮問及び調査等を目的として設置される機関をも含みます。

附属機関等を設置することによって、市民の意見をいかし、市長の政策決定に実質的な影響を与える役割を期待しているものです。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の附属機関等には、原則として公募による委員を置かなければならないこととし、公募委員の比率、委員の男女構成等について規定しています。

【説明】

1 第1項は、附属機関等を設置するときは、原則として公募による委員を置かなければならないとし、市民参加を保障することを明記しています。

2 第2項は、附属機関等を設置する場合には、原則として公募による委員を置かなければならないが、一律にすべての附属機関等に公募枠を求める趣旨ではありません。附属機関等によっては、法令等で委員の構成が定められているもの、資格や免許の保有が求められるもの、高度の専門性が求められるもの、また、個人情報を審議するもの等、その設置趣旨や審議内容から判断して公募委員の設定になじまないものがあり、これらの附属機関等は除外するというものです。

ただし、この「原則として」を理由に、安易に委員を公募しないということのないように公募委員を置かない場合には、市にはその理由を説明する責任があります。

3 第3項は、公募委員の割合を原則として30%以上と規定しています。これは、各附属機関等の設置趣旨や審議内容等を考慮し、弾力性を持たせていますが、できる限り多くの市民枠を確保することが望ましいということです。

4 第4項は、第3項と同様に、条例で男女の比率を一律に規定するのは困難なことから、男女の割合については「偏りがないように配慮しなければならない」ととどめています。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、附属機関等の公募委員の選任等に当たっては、公正な方法によらなければならないことを規定しています。

【説明】

1 附属機関等の委員の公募の際には、定員を上回る応募者が予測されます。したがって、公募委員の選任等が適正であると市民が判断できるような公正な方法で行われなければなりません。

2 公募委員の選考方法としては、論文選考、面接選考、抽選などの方法がありますが、いずれの場合にも選考の公平さが求められます。そのためには、選考基準をあらかじめ公表し、公正かつ公平に選考が行われることを明確にする必要があります。また、公募委員の男女比、年齢のバランス、居住地域が偏らないこと、といった事項を考慮して選考が行われることもあります。このような事項もやはり選考基準ですから、公募の段階で明らかにする必要があります。

選考結果をその理由とともに速やかに広報紙等で明らかにすることも、公募委員選考の公正さを示すこととなります。

(委員の選任等)

第 11 条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、附属機関等の委員の選任結果及びその理由を公表しなければならないことを規定しています。

【説明】

市が附属機関等の委員を選任する場合、選任した委員名と選任理由を市民に明らかにすることは、市民に附属機関等の委員の構成の妥当性を認識させ、判断する機会を提供することになります。なお、附属機関等の委員名については公表します。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

【趣旨】

より多くの市民が附属機関等の委員を経験する環境を整えるという観点に立ち、兼任できる附属機関等の数及び再任回数を規定しています。

【説明】

1 市民参加の趣旨からすれば、より多くの市民が附属機関等の委員を経験することが望ましいことです。同じ市民が委員をいくつも兼任することは、他の市民が委員となる機会を狭めることとなります。といっても兼任を認めないとすれば、委員にふさわしい人材が不足する事態を招きかねません。そこで、附属機関等の委員の兼任は一つは認めるが、二つ以上は原則として認めないこととし、臨時的、時限的に設置される附属機関等に限っては、そのほかに一つに限り兼ねることを認めることとしました。

臨時的、時限的な附属機関等について一つに限って兼任を認めるのは、常設的な附属機関等とは異なり、設置期間が限定され、特定の課題の達成にふさわしい委員構成を考える上で、既に二つの附属機関等の委員を兼ねている委員であっても、メンバーとすることが望ましい場合もあり得るからです。

2 委員の任期について、2期までとした場合、1期2年とすると在任期間は4年間ということになり、当該附属機関等の活動内容（審議等）に慣れた頃に退かねばならなくなる都合を考え、原則として3期までとしました。原則ですから、相当の理由があれば4期まで認められる余地はあります。また、3期までというのは続けるの意味ですが、間をおいてさらに3期間にわたる委員活動というのは、本条第2項の予測を超えるもので、多くの市民の意見を市政に反映するという本条例の趣旨から考えると好ましくありません。

ただし書には、附属機関等の性格上、その委員について適当な人材の確保を考慮すれば、一般の任期継続限度の運用は妥当とはいえないという配慮からです。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

【趣旨】

市長が、附属機関等に対し諮問等を行うからには、施策の決定に際して、その答申等を尊重するという当然のルールを規定したものです。

【説明】

公募委員が構成員となる附属機関等は、市民参加の一つの方法ですが、市長の諮問に応えて行う答申等が市長の尊重するところとならないようでは、市民参加の趣旨がいかされないこととなります。

もっとも、事情によっては、答申がいかされない場合もあり得ます。その場合市は、理由を速やかに市民に明らかにし、市民の理解を得ることが必要です。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。

3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

【趣旨】

市は、市政にかかわる重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施する旨の規定です。

【説明】

市は、市政に関する重要な施策又は課題について市民の意向調査を行い、広く市民の意見を求めるといふ、いわゆるアンケート調査による市民参加の方法を規定しています。

市民の意向調査を専ら市側の働きかけにまかせず、市民の側からもこの制度の実施を求めることを認めることによって、市民の意向調査の効用はさらに促進します。

この意向調査を実施する際は、市民が適切に調査に答えられるよう、調査に先立って目的、内容、調査の対象者及び結果の処理方法を明らかにしておく必要があります。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度の扱いについて規定しています。

【説明】

1 市が策定する特定の施策の案（事業計画案、条例案等）について、市民に書面や電子的通信手段等によって意見を求める制度（「パブリックコメント」とも言われています。）です。市が施策の方向を見定めるために、市民から提言を求めるもので、附属機関等が行う策定段階の原案にもこの制度は適用されます。

2 第2項、第3項は、市民の意見が適切かつ容易に提示することができるように配慮した規定です。

市民の意見の提示期間を「原則として1か月以上」としているのは、提示の期間が短すぎると市民の意見を十分に把握できない恐れがある一方で、多種多様な内容で寄せられる提言を一定期間までに集約する必要があるからです。また、市民の提言制度の結果が具体的にどのように扱われるのか速やかに市民に明らかにされなければ、この制度の意義はいかされないこととなります。

なお、第4条（市の責務）第2項に定めている市民が市政について一般的に意見を述べるルートと本条の規定は趣旨を異にするものです。

3 施策原案や条例案等について、市民が意見等を積極的に寄せるためには、提出しやすい方法により実施することが必要です。また、運用に当たっては、郵便、ファクシミリ、電子メール等、意見の記録性を確保できる方法であればよいこととし、できるだけ多様な方法を認めることとします。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。

【趣旨】

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。この条例に定める市民投票は、市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署）や議員提案（地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成）による住民投票条例に基づき執行するものとは異なり、この条例に基づき市長が市議会に諮ったうえで、別途定められる市民投票条例を根拠に執行するものです。

【説明】

- 1 本条では、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法として、市民投票を位置づけていますが、あくまでも特に重要な政策で、かつ、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施するもので、運用に当たっても他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定する必要があります。

また、条例に基づく市民投票実施の適否については、対象となる事項の特定ができない以上、具体的な案件ごとに判断すべきであり、個別の案件が出てきた段階で、当該政策に最もふさわしい形で条例を制定し、その中で市民投票の実施期日、投票方法等について規定する必要があります。

なお、市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市議会及び市長の権限を法的に拘束する力を有するものではないことに留意する必要があります。

- 2 地方自治体が地方自治法に則った条例制定手続により住民投票を実施するためには、市議会の議決を経て住民投票条例を制定し、そこに盛り込まれたルールに基づき住民投票を実施する必要があります。

住民投票条例を制定するには、次の3つの方法があります。

- (1) 首長提案：首長の提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第149条）
- (2) 議員提案：議員の提案による住民投票条例に基づき執行するも

の（地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成により提案）

- (3) 直接請求：市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行されるもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署により請求）

(2)及び(3)については、議案として提案するには構成員の12分の1以上、50分の1以上という地方自治法上の制限規定があり、これを条例で緩和することは、法律の範囲内で条例の制定権を認める憲法第94条の趣旨に反することになります。

本条は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合については、市長の提案により市民投票を実施することができるということを明確にするものです。

なお、この場合でも、条例の制定という市議会の議決手続を経なければ市長は市民投票を実施できないため、市議会の権能を侵すものではありません。

- 3 一般に市民投票に付すことが適当な特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める事項としては、①地方自治体の名称変更、合併・分離、境界変更等、当該団体の存立の基礎的条件に関する事項 ②大規模な公共施設の設置、廃止等、当該団体における特定の重大な施策 ③長と市議会が対立している特に重要な案件 ④地方公共団体の将来像を永く決定する事項で、市民の意思が二分されるような事項が挙げられます。

一方、市民投票に付すことが適当でない事項としては、一般に、①重要であっても専ら一部特定の市民又は地域に関する事項 ②総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題 ③高度の専門的・技術的な問題 ④地方公共団体の権限に属さない事項等が挙げられます。

いずれにしても、市民投票に付することの適否は、高度な判断が要求される事項であり、個別の案件が出てきた段階で、当該施策に最もふさわしい形態で市議会の議決によって条例を制定することになります。

- 4 「投票資格者」は、原則として、小金井市の「市民」のうち法人その他の団体を除く自然人（個人）をいいます。自然人については、原則として国籍や年齢を問いません。

しかし、市民投票の実施に当たっては、「投票資格者」を投票に付すべき事項、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続と一緒に条例で定める必要があります。「投票資格者」に関しては、国籍、年齢、市内在住等の条件を投票に付すべき事項の内容に応じて規定することになりますので、公職選挙法に準じた手続によって市民投票を実施する場合等には、外国籍の市民や未成年者等が投票資格者にならない場合もあります。

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第17条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の知識及び技能の市政への活用
- (2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有
- (3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

【趣旨】

市民参加と協働を進めていくためには、市民と市との特定の制度を通しての協働にとどまらず、日常的な協働が重要です。本条は、市民と市との間の意思の交流、市民の市政への協力など、日常的な協働を円滑に進めるうえでの留意すべき事項を定めています。

【説明】

- 1 第1号は、市民の有する豊富な経験と各分野における市民の専門的な知識、技能が市政に役立つように手だてを講ずることであり、市民の知識と能力を市政に役立てるという協働の重要な側面を意味しています。
- 2 第2号は、市政を中心とした情報に関する市民と市相互間の情報の積極的交換です。
- 3 第3号は、市民間の意見交換による異なった意見の調整であり、協働の一方の当事者である市民にとって、市との協働を進める前提となるものです。

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第18条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

【趣旨】

市民と市との日常的な協働を円滑に進めるためには、協働の拠点が不可欠です。この拠点づくりに市民の協力はもとより、市の積極性が必要であることを規定しています。

【説明】

1 個々の市民や市民グループ（NPOを含みます。）等からなる組織の日常的な活動拠点の設置は不可欠であり、市はその設置に努めなければなりません。

この活動拠点では、市民と市との情報交換・意見交換が活発に行われ、得られた成果については市民に説明するなど、健全なまちづくりに向けた活動が求められます。

2 市民や市民グループ等が市政に望むこととしては、活動に対する資金の援助、活動の場の整備・提供、活動に必要な機材の提供、活動を充実させる研修会の実施などが考えられます。このようなニーズに必要に応じて応えるとともに、市民活動がさまざまな担い手によって多様な分野で展開されている状況を考慮すると、市民活動の発展を促す総合的な活動拠点があることが望まれます。ただし、活動拠点の整備に当たっては、内容についても市民及び市民活動団体の間で協議・検討を進め、市民が使いやすいものにする必要があります。

第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第19条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の役割)

第20条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

【趣旨】

市民参加と協働が、この条例の趣旨に沿って着実に進展するためには、運用に対する市民と市の積極性が望まれると同時に、協働を推進する実践活動が適切に行われるよう、条例の運用状況を常に検証し、市民参加条例の中に見直すべき部分があればその改正の協議を行う組織が必要です。

第19条及び第20条は、組織の設置とその役割を定めています。第20条第2項は、市民参加推進会議の市長に対する提言については、速やかに公表しなければならないという責務を定めています。

【説明】

1 この条例は、広範囲にわたる行政活動を対象とした市民参加と市民及び市との協働のあり方を定めることにより、行政活動への市民参加と協働を推進しようというものです。今後、社会状況の変化や市民のニーズなどを反映して見直しを求められることも予測されます。

そこで、小金井市にとってはどのような市民参加と協働の制度が望ましいかという観点から、市民と市職員が率直に話し合い、制度の運用状況や市民の関心のあり方などを不断にチェックして、その答えを見いだし改めるべきは改めていく必要があります。このような作業を行う場として市民参加推進会議を設置するものです。

2 市民参加推進会議は、①条例の運用状況の審議 ②条例の見直し ③市民参加と協働を推進するための市長への提言を主な役割としますが、市民参加手続の実施状況などから制度が有効に機能していないと判断したときは、推進会議の発意により市長に建議する機能をも併せ持ちます。

- 3 市民参加推進会議の市長に対する提言については、その内容と提言に対する市長の意見を公表する責務を定めています。推進会議の活動が情報として市民に伝わることで、市民参加を効果的に推進することができます。

(推進会議の構成等)

第21条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） | 5人以内 |
| (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） | 3人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 市に勤務する職員 | 2人以内 |

2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。

3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

市民参加推進会議の委員数、委員の構成等について規定しています。

【説明】

市民参加推進会議における審議は、市民の健全で多様な感覚に基づいて行う必要があることから、委員定数12人中8人の委員を市民及び市民団体から選任するとしています。また、市民参加推進会議は市民と市との協働を図り、市民と市職員が率直に意見を交換する場として位置づけることから、市職員2人を委員としています。

なお、学識経験者2人については、大所高所からの意見又は専門家としての意見の提示を願うため委員に参画していただくものです。

(推進会議委員の任期)

第22条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

市民参加推進会議の委員の任期及び再任回数についての規定です。

【説明】

推進会議の委員の任期については、附属機関等の委員の任期は一般に2年が多いことから、2年としました。再任については、特段これを禁止する理由はないことから認めることとしました。ただし、再任の継続回数は、第12条（附属機関等の委員の兼任と任期）第2項の規定と同様、連続して3期を超えてはならないと規定しました。

(推進会議の運営)

第23条 推進会議の運営については、別に定める。

【趣旨】

推進会議の運営については、別に定める規定に委ねることを規定しています。

【説明】

市民参加推進会議の運営を円滑に進めるためのルール（役員、会議の運営、庶務等）については、推進会議の委員の意見を聞き、別に定めることとします。

第 10 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

【趣旨】

この条例の施行に関し、必要な事項は規則に委ねることを規定しています。

【説明】

本条に基づき、施行規則を定めます。